

第 1 5 6 1 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 0 年 3 月 1 3 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 7 時 2 3 分
場所	教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第 31 号 非常勤講師の特別休暇について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり議決

(協議事項)

第 19 号 提言「2020 年代の県立高校の将来像について」の具体化について (学校企画課)

————— 以上資料に基づき協議

(報告事項)

第 91 号 県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議について (総務課・学校企画課)

第 92 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について (教育指導課)

第 93 号 平成 30 年度特別支援学校 (高等部・専攻科) の合格者数について (特別支援教育課)

第 94 号 第 70 回優良公民館文部科学大臣表彰について (社会教育課)

第 95 号 重要文化財の指定及び登録有形文化財の登録について (文化財課)

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

(議決事項)

第 32 号 職員の懲戒処分について (総務課)

第 33 号 教育委員会事務局等職員 (管理職) 定期人事異動 (事務職員関連分) について (総務課)

第 34 号 市町村立学校長の管理職手当区分に係る基準について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第 96 号 教職員人事権の問題に関する調整の状況について (総務課・学校企画課)

第 97 号 公立学校教職員定期人事異動について (学校企画課)

————— 以上原案のとおり了承

Ⅱ 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員

2 欠席者

なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、報告第96号、報告第97号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
吉本福利課長	公開議題
清水総務課給与グループリーダー	議決第34号
横田総務課主任	議決第34号
中西学校企画課企画幹	報告第96号、報告第97号
堀学校企画課企画幹	議決第34号、報告第96号、報告第97号
笠柄学校企画課企画人事主事	報告第96号、報告第97号

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	1 件
	報告事項	5 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	3 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	出雲委員	

(議決事項)

第 31 号 非常勤講師の特別休暇について (学校企画課)

○福間学校企画課長 資料 1 の 1 ページをご覧ください。この件については、前回の教育委員会会議で協議をいただいたところである。

検討の背景についてである。知事部局の非常勤嘱託職員の休暇制度について資料では創設の予定であるというふうになっているが、先般、通知のほうが発出され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されることになった。具体的には、忌引休暇は正規職員と同様に付与し、夏季休暇については、勤務日数とかあるいは時間によって違いはあるも 3 日を上限に付与するというような制度改正である。

非常勤講師において、休暇付与をどうするかというところで、2 番のところに考え方を記載しているが、前回の教育委員会の会議に諮ったものと同じものを今挙げている。まず、忌引休暇についてであるが、知事部局の常勤嘱託と同様に付与するというような考え方である。一方で、夏季休暇については、非常勤講師は夏季の休業中には勤務が割り振られていない中で、夏季休暇の趣旨にはなじまないということがある。そこで、夏季休暇としての休暇の創設はせず、代替案として、年次有給休暇が付与される前の期間、ちょうど任用から 6 カ月になるまでの、現在は有給休暇がない期間のところに、週所定労働日数が 3 日以上ある非常勤講師について、1 日ないしは 2 日の有給休暇がとれる制度とした。

前回の教育委員会会議での協議の後に、県立の学校長及び市町村の教育委員会の教育長にこの特別休暇の案を示した。また、県立学校長会、中学の校長理事会、それから小学校長理事会でも説明したが、特に意見等は寄せられなかった。また、関係の職員団体にも説明を行ったが、良い休暇制度であるというふうな意見があったところである。

備考として、非常勤講師のほかに、教育委員会の任用に係る知事部局と同様な一般の非常勤嘱託職員については、知事部局と同様の方法、すなわち忌引休暇と夏季休暇を付与するというような予定である。

制度創設にあたり、資料 1 の 2 のとおり県立学校の非常勤講師取扱要領の改正案を、また県費負担教職員の休暇取扱要領については資料 1 の 3 のとおりとしている。

今会議で議決が得られれば、知事部局に合わせ、平成 30 年 4 月 1 日にこの要領を施行していきたいと考えている。

○鴨木教育長 それでは、審議に入る。御意見、御質問などお願いします。

(意見なし)

―――原案のとおり議決

(協議事項)

第 19 号 提言「2020 年代の県立高校の将来像について」の具体化について（学校
企画課）

○津森県立学校改革推進室長 協議第 19 号提言「2020 年代の県立高校の将来像について」の具体化についてである。

提言「2020 年代の県立高校の将来像について」は、2 月 22 日に開催された第 17 回在り方検討委員会で確定し、3 月 7 日に教育長へ報告された。肥後会長をはじめ検討委員の皆様には、約 2 年間にわたって精力的にご協議いただき、骨太で方向性が明確な提言を取りまとめていただいた。検討委員会の事務局に携わった者として、大変感謝しているところである。

資料 2 の 1 ページをご覧いただきたい。まず、年明けから 1 か月間行われたパブリックコメントについてご説明する。(1) 実施結果であるが、意見者数は 62 名、ホームページへのアクセス件数は 2,360 件であった。また、意見者を地域別で見ると、松江市と江津市在住者からの意見が比較的多かった。意見を項目別で見ると、提言 1 に対して 28 件、提言 2 に対して 28 件、提言 3 に対しては 53 件、合計 124 件の意見が出された。

次に (2) 提言への反映についてである。提言書の 19 ページをご覧いただきたい。「パブリックコメントを踏まえて」という章が新たに設けられ、この章の中に「提言については、本検討委員会の原案どおりとしたが、パブリックコメントでは、今後の提言の具体化において参考になる意見が多く寄せられた。これらの意見も踏まえ、県教育委員会におかれては、『2020 年代の県立高校の将来像について』の具体化に向けて十分検討され、スピード感をもってこの提言の実現を図りたい。」と記載されている。なお、パブリックコメントでの主な意見に対する回答については、検討委員会で議論しまとめられたものを学校企画課ホームページに掲載している。

資料 2 の 2 ページをご覧いただきたい。提言の具体化についてである。提言の確実な実行と実現に向け、県立高校の魅力化ビジョンと具体的なロードマップ、年次進行計画を策定していかなければならない。策定体制のイメージは、概ね資料の図に示しているような全庁的な体制を考えている。全体管理・調整する策定本部を設置し、その下に、提言 1 に関する「地域協働部会」、提言 2 に関する「主体的学習部会」と「学びの評価部会」、提言 3 に関する「教員確保育成部会」「地域別在り方部会」の 5 部会を置きたい。また、図の下に記載しているが、関連テーマを先行的に研究している教育魅力化推進チームの協力を得て策定すること、各部会のメンバーは 6 名から 10 名程度とし、全体事務局は県立学校改革推進室が務めることとしている。

次に、平成 30 年度のスケジュールである。提言内容を学校現場の教員に周知するこ

と、更に広く県民の方々にも理解していただくことが肝要と考えるので、新年度に入ってから高校教員全員に提言書を配布するとともに、県民向けの説明会を県内数か所で開催したいと考えている。また、各部会における検討作業を約半年間行った後、公聴会等を開催し、そこでの意見を踏まえた上で、ビジョンとロードマップの検討を更に進めたいと考えている。

資料2の3、2の4ページは、部会構成の現時点の案である。策定本部は、教育監をトップとし、課長・室長以上をメンバーにしたいと考えている。以下、各部会の主な検討内容と、それに応じたメンバーを挙げている。メンバーの中で*を付けている者に部会のリーダーをお願いしたいと考えている。資料2の5ページは、県立高校魅力化ビジョン進行イメージ図である。上段に示している国の教育改革の流れの中に位置付けながら、魅力化や高校教育改革の方向としてのビジョンを策定し、その上で具体的に取り組む施策・内容を明らかにするロードマップ、進行計画を3年から4年のサイクルで作成していく。そして、一定の評価・改善を図りながらPDCAサイクルによって着実に進捗するよう取り組んでいきたいと考えている。

○鴨木教育長 まずは、各委員から提言自体に対する受け止め、感想を伺いたい。

○藤田委員 大変重く受け止めている。この提言を受けて、我々は今後の島根の教育について真剣に考えていかねばならない。身の引き締まる思いである。

○出雲委員 多種多様な子ども達に対応し、島根らしい教育を作り上げていかなければならない。島根らしい教育を、全国へ発信していきたいという思いである。

○真田委員 今後の県立高校の在り方については、地域でも関心のある事柄であり、話題となっていた。今回の提言内容は、地域の拠点校をきちんと残すこと、松江市内の通学区の問題など、多岐にわたっている。かゆい所に手が届く提言書である。生徒や地域の生の声を委員の方々が直接聞いて、検討していただいたところが、非常に素晴らしいと感じる。

○浦野委員 すばらしい提言である。教育というものは、変わっていくもの、変えていけないといけないものと強く感じた。今までの高校教育の概念が変わっていくような提言ではないかという印象である。多種多様な時代の変化に追いついていく、若しくは先行していくような教育を、島根から発信できることに誇りを感じる。「おわりに」に、「今後の日本の一つの教育モデルともなりうるような高校教育の姿を先進的に示すことになるのを確信する」とあったが、本当にそうなるのではないかと期待をしている。

○森委員 松江、江津居住者からの意見が多く、関心が高いことが分かる。全体の意見者数が62名であったのは、少し少ないと感じた。提言の中に、「島根らしい教育の魅力化」という言葉が多く出ていたが、本当は、もっと早くこのようなものを打ち出していかなければならなかった。島根のためにという気持ちを育てるための教育をこれから推し進めていき、それが全国に発信できたら素晴らしい。この提言書は細部に

わたくしであり、素晴らしいと思う。

○鴨木教育長 続いて、提言の具体化に向けてのご意見を伺いたい。

○藤田委員 住民の皆さんの意見を取り入れた部会構成となっている。なお、資料2の2ページの図では、策定本部の下に設けられた五つの部会のうち、地域別在り方部会は、他の部会と位置付けが異なるように見えるが何か思いがあるか。

○津森県立学校改革推進室長 そもそも提言自体が、今後の県立高校の将来を考える上で、まず提言1を考え、次に提言2を考え、それを実現するために提言3はどうあるべきかという構成となっている。そのため、他の四つの部会の議論を踏まえながら、地域別の高校の在り方を考えていくという思いがあり、このようなイメージ図としている。

○鴨木教育長 提言された高校教育の中身の在り方をどう深掘りし、どう具体化していくのか、それがこの策定体制のイメージになる。この四つの部会で議論が進んでいくと、地域別の高校の在り方も見えてくる。そのような意味では、議論が循環するような形も想定される。

○出雲委員 提言の周知が大事である。みんなが同じ意識を持ってスタートできるよう、きめ細かく丁寧に周知を行っていただきたい。

○真田委員 具現化する際には、スピード感が大事である。横の連携は、どのように行っていくのか。

○津森県立学校改革推進室長 策定本部が俯瞰する立場で、連絡調整を行うこととしている。また、県立学校改革推進室の職員がそれぞれの部会にメンバーとして入り、議論を進め調整を行う予定である。

○鴨木教育長 資料2の3ページ以降に、部会構成メンバーイメージを示している。それぞれの部会には、関係課だけではなく、横断的な支援体制として教育魅力化推進チームがすべての部会に入り、横の連携を図る。この1年間、教育魅力化推進チームの構成員が、高校魅力化の現場の取組に対してずっと伴走、並走してきた。このことについて、補足説明していただきたい。

○竹下教育指導課管理監 教育魅力化推進チームは、平成28年に設置された。教育魅力化事業を実施するにあたって、それぞれの市町村、高校からは、制度上の課題など様々な声をいただいている。推進チームは、社会教育課、教育指導課、ふるさと島根定住財団、しまね暮らし推進課等で構成され、今年度からは地域・教育魅力化プラットフォームの水谷氏などにも参加いただきながら、各地域における困りごとを具体的に実践的にどのように解消していくか、実務的な部分で地域の状況を聞きながら、その解消に取り組んできた。その際に、四つのテーマで部会を設けて議論したり、日頃の魅力化を推進するにあたっての困りごとについて、各市町村の担当者と県の担当者が協力して情報収集を行うなどしてきたところである。例えば、学力観というテーマを設定し、今行われているふるさと教育などの取組をどのように評価しとらえていけ

ばよいか、教員育成というテーマでは、魅力化事業を実施するにあたって、どのような資質能力があれば、より生徒の学びを深められるのか、また教育とは切り口が違うかもしれないが、人の還流という観点から定住施策とどのように連携していくかなど、さまざまな課題について、大きな施策としての議論というよりは、実際に地域や自治体で困っていることについて、寄り添いながらできることを検討するという体制で取り組んできた。今回、ビジョンを検討するにあたっては、今まで議論されてきた地域の状況等も踏まえながら、我々も参加させていただき、今後の部会の議論をより実りあるものとしていくことで、連携・協働ができればと考えている。

○鴨木教育長 資料2の2ページの※に記載があるが、教育魅力化推進チームは、先行的にこのような課題について探究・推進している。平成29年度の新規事業として、教育魅力化推進事業が予算化されたが、従来は離島・中山間地域の特定の高校の高校魅力化事業が進められていた。その取組の成果の上に立ち、対象高校をどう拡大していけばよいか、更に高校の魅力化だけではなく、小学校、中学校、特別支援学校、高校を貫いた教育魅力化にしていくためには、どのような予算を組み立てればよいか、そのようなことを検討するために、平成28年度に発足したチームである。そのチームが議論を重ね、平成29年度当初予算に教育魅力化推進事業という形を作り上げた。今年度に入ってから、魅力化高校の地元の方々や、役場の職員、高校の教員とともに議論を重ね、そこで得た知見・経験を、在り方検討委員会の議論に折にふれて提供するような格好で、最終的にはその知見が提言の中に反映されてきた。そのような意味合いから言っても、教育魅力化推進チームにすべての部会へメンバーとして入ってもらいと、教育委員会事務局の中の所管課の縦割りの組織を横断的に組み立てていく議論の中で、その知見や経験が生かされるだろうと考えている。

○浦野委員 既に魅力化に取り組んでいる高校では、職員も地域も今後の取り組み方のイメージがしやすいと思うが、出雲や松江の都市部の学校ではイメージしにくいのではないだろうか。パブリックコメントで「進路保証をどうしてくれるのか」という意見もあったように、進学を考えると、これがどのようになるのかイメージしにくい面があると思うので、きちんと浸透させていくことが大切ではないかと感じた。

○鴨木教育長 高校魅力化の対象高校は順次拡大しており、29年度には従来の8校に加えて、雲南市、大田市、益田市、この3地域の高校が加わった。30年度予算については、現在県議会で審議中であるが、更に江津市、浜田市を加えた予算案を提案しているところである。魅力化高校では、高校魅力化の取組の中でこの提言を受けてどう具現化するか接点を見出しやすいと思われる。県東部の都市部の高校では、この提言を受けてどう具現化していけばよいか、何かイメージがあれば伺いたい。

○津森県立学校改革推進室長 提言の3ページをご覧ください。四つ目の段落に、この提言をどのような観点からまとめたのかについて記載している。提言1は、高校魅力化・活性化事業の成果を更に発展させ、その成果を広く全県の高校で共有する観

点からまとめたものである。教育魅力化事業を進める学校、進めない学校の区別なく、これまでの魅力化・活性化事業の成果を浸透させたいと考えている。あわせて、国の教育改革が進んでおり、平成34年から次期学習指導要領が、その前には大学入試改革も始まる。そうした中で、松江、出雲の学校も含めて全県の学校でいわゆる高校の教育改革が迫られているところである。そういった面でも、この提言は県内すべての高校に考えていただく良いきっかけであると考えている。

○鴨木教育長 教育魅力化推進事業を通じて、高校の魅力化を地域とともに進めていく中で、提言の内容を織り込んで更に議論を深めてもらえば、方向性が見えてきやすいのではないかと考える。県東部の都市部の高校は、そのような経験が十分にあるわけではないので、まずは高校自身がこの提言をよく理解する中で、自らこの提言を受けてどう動いていくべきなのか、高校自身の主体的な議論も求められていくのではないかと考える。現場の主体的な議論に対して、教育委員会事務局としても支援をしていく必要はあると考える。ただ、この提言に込められた思いを、現場に受け止めてもらうことからすべてが始まると思うので、4月、5月に行う周知を丁寧に精力的に行うことが必要である。なお、この後の議題にもかかわるが、やはり県立高校の現場に主体的な取組を促す意味で、私としてもメッセージを発信したいと思っている。この後の議題でご議論いただきたい。

○森委員 スピーディに対処しなくてはならない。これから高校を目指す子ども達のためにも、早くきちんとした形にする必要があると考える。先ほど、浦野委員が都市部の高校のことをおっしゃったが、これから魅力化の指定を受ける高校もどのように魅力化を進めていくのか漠然としているところが多いのではないと思う。この部会を通じて、うまく取組が進むように助言が必要であると考えている。

○鴨木教育長 それぞれの高校自らの主体的な議論は重要であるが、教育委員会あるいは教育委員会事務局としてのサポートもますます重要なものになってくると受け止めたい。飯南高校や隠岐島前高校のように、以前から高校魅力化に取り組んできた地域もある。先行事例の中から得られた知見、経験を共有するための仕組みを考えていくことが大事である。これまで、それは教育魅力化推進チームが、現場に入って伴走する中で情報共有を行っているところであるが、ますますその役割が重要になってくると考える。

○浦野委員 国外からも広く生徒を募集するとあったが、対象は国外に住んでいる日本人の生徒なのか、それとも外国籍の生徒なのか。

○鴨木教育長 隠岐島前高校での事例について説明していただきたい。

○常松教育指導課長 お父さんが外国の方、お母さんが日本の方である生徒が、隠岐島前高校の今年度の推薦入試を受験し合格した。お母さんも一緒に海士町に居住されると聞いている。このような形で外国から島根県の高校に入学される事例もある。

○浦野委員 日本語での会話は可能であるか。

○常松教育指導課長 島前高校では、募集の際、通常の授業が理解できる日本語能力があることを条件としている。記述には若干の課題はあるが、日常会話はほぼ問題ないと聞いている。

○浦野委員 国外から生徒を募集するにあたっては、ある程度日本語ができることが前提であると考えてよいか。

○常松教育指導課長 例えば英語で授業を行う学校が出てくれば、英語ができればよいということになるかもしれないが、今の段階では日本語がある程度理解できることが条件になる。受け入れる側の体制も整え、生徒のケアもしていく必要があると考えている。

○鴨木教育長 それでは、本日のところで一定程度、教育委員のコンセンサスを得ておきたい。事務局からはビジョンとロードマップを策定し、資料2の2ページの(3)のスケジュールで進めていきたいと提案があったが、この考え方についていかがであるか。

○藤田委員 実際には大変な作業になるかと思うが、県民へも周知を行い、意見も受け止めながら、スピード感を持って取り組んでいただきたい。

○森委員 公聴会の対象には高校生も入っているが、どのように行う予定であるか。

○津森県立学校改革推進室長 現時点では、詳細は決定していない。高校生も含めた形で行いたいと考えているところである。

○鴨木教育長 全体の事務局は引き続き県立学校改革推進室で担う。4月～5月に行う周知の手法や、秋口以降の県民との対話の手法については、今後具体化していく必要がある。折にふれ、教育委員会会議にも情報提供いただきながら、進めていただきたい。概ねこの方向で具体化を図っていくこととしてよいか。

○委員一同 了承

――資料に基づき協議

(報告事項)

第91号 県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議について(総務課・学校企画課)

○仁科総務課長 県立学校長・事務長会議及び市町村教育長会議について説明する。教育現場である学校と、教育の現場を支える県・市町村の教育委員会とは、教育の大きな方向性についての基本認識を共有することが重要であるとともに、学校と教育委員会とは、さまざまな教育課題について、具体的な取り組み内容や教育の方法論などに関する検討を積み重

ねて、現場の教育活動に反映させていくことが大事であると考えている。

そういったことから、例年、県立学校や市町村教育委員会との意見交換会の場を設けており、その場で教育委員会の考える教育の大きな方向性、または施策のあり方を示すこととしている。30年度においては4月24日、また4月26日にそれぞれこのような会議を開くこととしており、島根の子どもたちに身につけてもらいたい力であったり、島根らしい教育の魅力、また、教育と地域づくりとの関係といったような事柄を網羅した教育長メッセージを別紙(案)のとおり配付することを考えている。この別紙(案)等々について忌憚のない御意見いただきたい。

○森委員 これからこういう子どもたちをみんなで育てていこうという強いメッセージが出ており、このような教育を進めていくことは私たち大人の責任でもあるというように思った。

○浦野委員 先ほどの高校の将来像ということにもつながるようなメッセージではないかなと思う。小・中学生に対してもこういうような教育をしていきたいというのが込められたメッセージではないかというふう感じた。

○真田委員 島根の子どもたちにつけなきゃいけない力としては、メッセージ内容はそうだと思うが、メッセージを配付するだけではなく、忙しい先生方に周知しやすいように、後から要点をまとめたものを配布するなどもう一工夫あるといいかなというふう思う。

○出雲委員 ずっと進めてきた教育の魅力化が、全て教育長のメッセージで読み取れるというふう感じた。ぜひ、何かいい方法できちっと先生方にもしっかりこのメッセージが届くようにして、この中に込められた島根の教育っていうものを受けとめてもらえるといいなと思う。

○藤田委員 それぞれの項目の中に本当にすばらしい思いが込められている。これを受け取った教育長さん、各地域、市町村の教育長さんがどうこれを教職員の皆さんに周知していくかが大切であると思う。

○鴨木教育長 メッセージの大きな方向性はこれでよろしいか。現場の先生方にどう伝えていくのかというところで、さらなる知恵を絞る必要がある。

ただ、こういった事柄は上意下達で、現場に何か指示してやってもらうという構図に受けとめられるのはやはり本意ではない。県の教育委員会、我々がこの6人で議論をして、大きな方向性を示しながら、双方向のコミュニケーションの中で現場に受けとめてもらえるように工夫をしていきたい。県立学校や小学校、中学校の校長先生方には直接、話をする機会があるので、伝えてはいきたいと思うが、そこから先の校長先生がそれぞれの学校の中で、現場の先生方と我々県の教育委員会としての思いをどのように現場で広めてもらえるかについては、上意下達で指示をするというよりは、やはり共感の広がりを期待するということがよいことではないかと思う。それにしても、周知方法は知恵を絞っていきたい。

―――原案のとおり了承

第 92 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について（教育指導課）

○常松教育指導課長 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜における一般選抜の結果等について報告する。4の1をご覧ください。

先般の教育委員会会議では志願変更前の出願状況であったので、今回は志願変更後の出願状況から説明する。志願変更の受け付け期間は2月13日から19日の17時までとした。志願変更後の第1志望学科への出願状況は表のとおりである。志願変更後の募集定員に対する競争率は全日制で0.93倍、昨年度より0.03ポイント減であった。定時制で0.34倍、昨年度より0.04ポイントの減であった。志願変更した人数については、他の学校に変更した者が55人、同一学校内の他学科に変更した者が26人ということで、いずれも昨年度より少し変更が多かったという状況であった。

続いて、3月6日に実施しました検査の受検の状況についてである。全日制では4,484人の募集定員に対して、出願者数4,177人、当日の欠席者数198人で、受検者は3,979人であった。これは募集定員に対する競争率0.89倍である。定時制は360人の募集定員に対して出願者数123人、当日の欠席者が20人で、受検者数は103人であった。募集定員に対する競争率は0.29倍である。

各高校の詳細については、4の3の方に掲載しているので後ほどご覧ください。

欠席者の主な理由については、主に松江高等工業専門学校や県内の私立高校への合格によるものが大半であった。一番下は過去の受検者数等の推移の表を載せている。

4の2をご覧ください。一般選抜について、全日制の合格者数は3,870人、定時制が95人、合わせて3,965人の合格者を出した。この一般選抜合格者の3,965人と推薦選抜等の合格者826人について、本日の10時、各高等学校で発表を行った。

各高校の詳細につきましては、一番後ろ、4の5の表に詳しく載せているので確認いただきたい。

地域外からの合格者を入学定員の10%以内(出雲高校については5%以内)に制限する高校の合格者数は表のとおり。松江南高と浜田高が上限数に達している状況であった。

続いて、通学区外からの合格者数を入学定員の20%以内に制限する学校、具体的には松江北、南、東高校になるが、合格者は表にあるとおりで、3校とも上限数には達しなかった。

続いて、第2次募集の状況についてである。第2次募集は現時点での合格者数が入学定員に達していない全ての学校、学科で実施することになっている。受験資格は高専や県内私立高校、県外の高校等に入学手続をしていない者がその対象となる。第2次募集の実施校、学科は33校、59学科である。募集人員は879人、そのうち全日制が614人、定時制が264人である。

各校の2次募集の詳細につきましては、4の4のところをご覧ください。

今後の日程についてであるが、この第2次募集の出願期間は、16日の12時までとしている。

3月16日20時には出願の状況を教育指導課ホームページのほうに掲載する。そして、3月20日に各高校において、作文、面接試験等を実施し、3月22日15時に各高校で合格発表を行う予定になっている。

――原案のとおり了承

第93号 平成30年度特別支援学校（高等部・専攻科）の合格者数について（特別支援教育課）

○佐藤特別支援教育課長 平成30年度島根県特別支援学校高等部及び専攻科の合格者数について報告する。5の1ページをご覧ください。

2月8日木曜日に出願のなかった浜田ろう学校等を除く11校が選抜検査を実施した。この日は、前日から続く大雪のため、一部の学校においては検査開始を遅らせるなどの対応をとりながら実施した。また、インフルエンザや前日から続く大雪などのために当日検査を受けることのできない志願者については、実施要綱に従い追検査を実施した。

結果については、高等部、専攻科合わせて195名の出願があり、このうち193名が受験をした。193名の受験者のうち193名全てが合格した。なお、2名については、出願の後、当日までのところで受験を辞退した者である。

今後は、就学相談を受けたが出願しなかった者が10名、出願をしたが辞退をした者2名、合格したが入学を辞退した者について、進路が決定したかどうかの把握に努めていく。

――原案のとおり了承

第94号 第70回優良公民館文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○前田社会教育課長 第70回優良公民館文部科学大臣表彰について説明する。資料6ページをご覧ください。

この表彰は、特に事業内容や方法に工夫を凝らして、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を各県が2団体以内を選考して文部科学省へ推薦を行い、文部科学大臣が表彰するものである。推薦に当たっては、地域の実情に応じた開館日数の確保や活動内容におけるPDCAサイクルの機能などの面で適切な運営がなされていることや、社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有する職員が配置されていることなどが国の要件とされているほか、本県の内規として、県の優良公民館表彰を受賞していることも要件としているところである。

今年度、本県からは2つの公民館が表彰されることになった。主な表彰内容は資料に記載しているが、松江市の宍道公民館はこれら事項のほかにも、参加者やスタッフともに事前研修を行って、共通意識を持って学習できる環境づくりに努めている点や、JR宍道駅前に移転新築された地の利等を活用し、高齢者、障がい者、子ども連れなど多様な利用者の参加促進などが図られている点が評価されていると考えられる。邑南町の布施公民館は同様に、公民館職員が公民館活動以外の地域活動に参加する中で、地域の動きや住民のニーズを把握している点などが特徴であり、評価されているものと考えられる。なお、表彰式は3月8日に文部科学省にて行われた。

――原案のとおり了承

第 95 号 重要文化財の指定及び登録有形文化財の登録について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 重要文化財の指定及び登録有形文化財の登録について報告する。

3月9日に開催された国の文化審議会において、重要文化財が1件及び登録有形文化財1件の登録が答申され、それぞれ告示によって指定文化財になることがもう確実な状況となった。

重要文化財についてである。有形文化財の考古資料という位置づけになり、島根県上塩冶築山古墳出土品一括である。上塩冶築山古墳は、言うなれば西部出雲の大首長の古墳出雲市にある古墳で、国の指定史跡になっている。横穴式石室というものを持ち、大変きれいな横穴式石室で、全国的にも有名な古墳である。こちらのほうは史跡に既に指定されている。ここからの出土品については、現在、石室出土の金工品等を中心に県指定文化財になっているが、それらが国の重要文化財に指定されるとともに、さらに現在、県指定にもなっていない埴輪や須恵器のつぼなども含めて重要文化財に指定をされた。上塩冶築山古墳からは馬具、刀、飾りが2セット出土しており、2人の貴人というか、豪族が入っていたことになっている。資料右下の写真については、比較的いいほうで復元したものである。馬はさまざまな飾りがついており、金銀の太刀を一つ腰に持っている。そして、頭には立派な金の冠をつけている姿が復元できるようなものであり、古墳時代後期、6世紀の後半の金銀を含めた金工技術を非常によく示す優品として評価をされており、また、地域における当時の首長及び大和の王権とのかかわりなどの社会的な関係、政治的な関係を示す非常に良好な資料として高く評価をされたものである。埴輪や子持壺と呼ばれるものは、特に子持壺という、ちょっと奇妙な形をしているが、これは出雲地方特有のお祭りに使う土器であり、地域のあり方をよく示すものとして、県指定ではなかったものではあるが新たに重要文化財に指定された。

次に、登録有形文化財についてである。玉湯町玉造温泉の保性館にある幽泉亭と呼ばれる建物が1棟、登録をされることになった。これは皇族専用の宿泊棟であり、昭和初期の川島徳次郎という非常にすぐれたいわゆる大工によってつくられた、高い技量を発揮された数寄屋づくりの建物である。写真見るとわかるように、本棟に唐風の非常に大きな門構えをつけていたり、しっくいとガラスを上手に使った壁のづくり、あるいは、非常に特徴のある2層の屋根等、非常にすぐれた意匠が凝らされているところが評価されたものと考えている。

○森委員 上塩冶築山古墳の出土品について、今現在はどこにあるのか。

○丹羽野文化財課長 これはもともと実はこの土地の所有者のいわゆる築山だった。だから築山古墳という。明治時代にその所有者によって掘り出され、昭和になってから出雲市のほうに寄贈されたものである。現在は出雲市立の弥生の森博物館に全て保管をされており展示してある。

○森委員 馬の形にして展示がされているのか。

○丹羽野文化財課長 馬の形にしたものは、県のほうで古代出雲文化展を実施した際に製作したものである。そのため、これは古代出雲歴史博物館に展示をしている。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第 32 号 職員の懲戒処分について (総務課)

— — — 原案のとおり議決

第 33 号 教育委員会事務局等職員 (管理職) 定期人事異動 (事務職員関連分) について (総務課)

— — — 原案のとおり議決

第 34 号 市町村立学校長の管理職手当区分に係る基準について (総務課)

— — — 原案のとおり議決

(報告事項)

第 96 号 教職員人事権の問題に関する調整の状況について (総務課・学校企画課)

— — — 原案のとおり了承

第 97 号 公立学校教職員定期人事異動について (学校企画課)

— — — 原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 17時23分